

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年6月5日(2025.6.5)

【公開番号】特開2024-150742(P2024-150742A)

【公開日】令和6年10月23日(2024.10.23)

【年通号数】公開公報(特許)2024-198

【出願番号】特願2024-126464(P2024-126464)

【国際特許分類】

C 0 9 J 1 2 3 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

C 0 9 J 1 3 3 / 0 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 J 1 6 3 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 J 1 3 3 / 0 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 D 5 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 D 1 2 3 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 D 1 3 3 / 0 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 D 1 3 3 / 0 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 D 1 6 3 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

C 0 9 J 1 2 3 / 0 0

20

C 0 9 J 1 3 3 / 0 2

C 0 9 J 1 6 3 / 0 0

C 0 9 J 1 3 3 / 0 4

C 0 9 D 5 / 0 0 D

C 0 9 D 1 2 3 / 0 0

C 0 9 D 1 3 3 / 0 4

C 0 9 D 1 3 3 / 0 2

C 0 9 D 1 6 3 / 0 0

【手続補正書】

30

【提出日】令和7年5月28日(2025.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

酸変性ポリオレフィン樹脂(A)と、エポキシ化合物(B)と、水性媒体とを含有する塗工剤であって、

40

酸変性ポリオレフィン樹脂(A)が、不飽和カルボン酸成分を0.1~10質量%含有し、且つ(メタ)アクリル酸エステル成分を3~25質量%含有し、

エポキシ化合物(B)は、エポキシ当量が500以下である、ソルビトールポリグリシジルエーテル、ポリエチレングリコールジグリシジルエーテル、ポリグリセロールポリグリシジルエーテル、およびグリセロールポリグリシジルエーテルから選択される1種以上の化合物であり、

エポキシ化合物(B)の含有量が酸変性ポリオレフィン樹脂(A)100質量部に対して0.2質量部以上、5質量部未満であることを特徴とする塗工剤。

【請求項2】

酸変性ポリオレフィン樹脂(A)と、エポキシ化合物(B)と、水性媒体とを含有する塗

50

工剤であって、

酸変性ポリオレフィン樹脂（A）が、不飽和カルボン酸成分を0.1～10質量%含有する、エチレン-（メタ）アクリル酸エステル-不飽和カルボン酸共重合体であり、エポキシ化合物（B）は、エポキシ当量が500以下である、ソルビトールポリグリシジルエーテル、ポリエチレングリコールジグリシジルエーテル、ポリグリセロールポリグリシジルエーテル、およびグリセロールポリグリシジルエーテルから選択される1種以上の化合物であり、

エポキシ化合物（B）の含有量が酸変性ポリオレフィン樹脂（A）100質量部に対して0.2質量部以上、5質量部未満であることを特徴とする塗工剤。

【請求項3】

エポキシ化合物（B）が、ソルビトールポリグリシジルエーテル、ポリグリセロールポリグリシジルエーテルおよびグリセロールポリグリシジルエーテルから選択される1種以上であることを特徴とする請求項1又は2に記載の塗工剤。

【請求項4】

エポキシ化合物（B）の含有量が酸変性ポリオレフィン樹脂（A）100質量部に対して0.5質量部以上、5質量部未満である請求項1又は2に記載の塗工剤。

【請求項5】

液晶樹脂またはポリイミド樹脂からなる基材と、塗工剤から得られる塗膜と、銅箔とを貼り合わせてヒートシール加工を行って得られる積層体において、基材と銅箔とを引張速度50mm/分で90°の方向に剥離した際の接着強度が、0.8kN/m以上であることを特徴とする請求項1又は2に記載の塗工剤。

【請求項6】

請求項1又は2に記載の塗工剤から得られることを特徴とする塗膜。

【請求項7】

周波数10GHzで測定した比誘電率が3.0以下であり、誘電正接が0.01以下であることを特徴とする請求項6に記載の塗膜。

【請求項8】

液晶樹脂またはポリイミド樹脂からなる基材と、請求項6に記載の塗膜と、金属箔とがこの順に積層された積層体。

【請求項9】

請求項8に記載の積層体を含むプリント配線板。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0078

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0078】

実施例2～9（実施例9は参考例とする）、比較例1～4

表1に記載のように、酸変性ポリオレフィン樹脂（A）、エポキシ化合物（B）の種類、または固形分質量比（含有量）を変更して、塗工剤を作製した。

10

20

30

40

50